

# 定期積金

【平成28年11月30日現在】

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・制限はありません
3. 契約期間	・6ヵ月以上5年以下
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期または数回にわたり掛金の払込みができます</li> <li>・1,000円以上</li> <li>・100円単位 (目標式の場合は別に表示する掛金表のとおりとなります。)</li> </ul>
5. 支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6. 利息(給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します</li> <li>・給付補填金は満期日以後に一括して支払います</li> <li>・給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の給付補填金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (なお、マル優は利用できません)</li> <li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</li> <li>・法人は総合課税となります。なお、平成28年1月1日以降、支払われる利息より地方税5%の特別徴収は行いません。</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期積金規定に基づき、解約日までの期間に応じた普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室(8時45分～17時、電話:0120-160-088)」にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 群馬弁護士会(電話:027-234-9321)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)」、「全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって定期預金等と合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります</li> </ul>